

大阪広域水道企業団監査結果の処理基準

| 区 分 | 監 査 結 果 の 処 理 基 準 |
|------|---|
| 指摘事項 | 法律、政令、省令、条例、規則、規程、要領及びこれらの運用解釈に係る通知等に抵触する事項で、指摘するのが適当と認められたもの |
| 指示事項 | 効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めた事項 |

- 1 指摘・指示事項に該当する項目は、公表するものとする。
- 2 指摘・指示事項の措置状況について、別に期限を定めた日までに報告を求めるとともに、措置経過を次年度の事務概要書に記載することを求める。
- 3 指摘・指示には至らないが受検機関に検証・調査等を求める必要がある事項及び軽微な不備事項は、委員通知事項として委員名で通知するとともに、措置経過を次年度の事務概要書に記載することを求める。

なお、監査結果に添えて、企業団の組織及び運営の合理化に資するため委員が必要と認めたときは、意見を付して、公表するとともに、措置経過を次年度の事務概要書に記載することを求める。